



共通番号制度

マイナンバーカードはこんなに危険 政府の強引な 普及方針をはね返そう!

2022年度中にほとんどの住民にマイナンバーカードを持たせる!?

政府は「令和4年度中にほとんどの住民がマイナンバーカードを保有することを想定」して、強かに普及を推進する「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」を6月4日決定し、6月21日の「骨太の方針2019」で閣議決定しました。

マイナンバーカードの申請はあくまで任意で、所持を義務づけることはできません。2018年11月の政府の世論調査では、53%がマイナンバーカードを取得するつもりはないと答えました。なぜ任意なのに必要を感じないカードを、ほとんどの住民に持たせようとするのでしょうか。マイナンバーカードが住民の利便性向上のためではなく、政府にとって市民の動向を監視する好都合なカードであることがはっきりしてきました。

強引な普及・利活用方針で市区町村は大変なことに

2016年1月から交付の始まったマイナンバーカードは、3年たっても13%の交付率(交付数約1656万枚、2019年4月1日現在)にとどまります。再三のテレビCMやカードを無料にするなどの普及策を行っても、最近では日1万枚前後しか交付されていません。それを今後3年余りで1億枚以上交付申請させようとする、無茶苦茶な普及方針です。

この方針を推進するために政府は都道府県・市区町村に対して、全ての来庁者をカード交付窓口へ誘導するとか、行政機関や病院・施設、学校、自治会、商業施設などに職員が出張して申請を受け付けるとか、職員全員に2019年度中のマイナンバーカード申請を迫るとか、市町村毎に交付枚数のノルマを押しつけて毎月進捗状況をチェックするなど求める通知を6月28日に出しました。2016年の交付開始の時には数百万枚の申請でカード交付システムがトラブルを起こし、半年たっても受け取れない大混乱になりました。申請が集中したら二の舞いです。無茶な普及方針を押し付けられて、市区町村は大変なことになります。

マイナンバーカードは危険。所持しなくても困らない

政府もマイナンバー制度によって、国家による個人情報の一元管理や個人情報の不正な追跡・突合、財産その他の被害が生じ得ることを認めて、取り扱いに注意するよう求めてきました。それにもかかわらず普及のために、「マイナンバーの秘匿に対する誤解の解消」や「マイナンバーカードは安全」という大宣伝を行おうとしています。危険性を軽視することは、被害の発生につながります。

マイナンバーカードを暗証番号と一緒に紛失すると、行政がマイナンバーで管理するあらゆる個人情報がマイナポータルで漏えいしたり、他人が成りすまして利用する危険性があります。すでにマイナンバーカードを他人が取得する事件も3件報道され、2019年6月にはカードの偽造も発覚しました。マイナンバーカードを健康保険証としても利用可能にする予定ですが、引き続き健康保険証で受診可能です。行政手続などもマイナンバーカードがなくても行えます。不必要で危険なマイナンバーカードの押しつけをはね返しましょう。



政府は、マイナンバーカードの普及に躍起となっている。政府インターネットテレビより (<https://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg18620.html>)

マイナンバー制度の現状や問題点、反対の取り組みなどを、共通番号いらないネットのサイトで紹介しています。

詳しい情報は **共通番号いらない** で検索を。



問題多発のマイナンバー制度を見直さないまま利用拡大法が成立

マイナンバー制度は、2015年10月の施行後3年の利用状況を見て検討し、その結果により国民の理解を得つつ見直すことになっていました。この3年間で利用は広がらず、次々と問題が発生しているにもかかわらず、政府は制度を見直すこともせず利用を拡大する法律を2019年5月に成立させました。

利用が広がらないマイナンバー制度

マイナンバーカードは3000万枚分の予算を用意したのに、3年たってもその半分しか普及していません。便利になるといわれた証明書のコンビニ交付も実施している市町村は1/3に低迷し、サービスの目玉だったマイナポータルによる電子申請も利用が広がらず、7月27日の朝日新聞で利用率0.02%と報じられました。添付書類が省略できるといわれた情報連携も、時間がかかるので書類は持参するようにと窓口で案内されています。消費税増税対策と称した自治体ポイントサービス利用も、実証実験では成果が出ず利用している市町村はわずか69、登録者は14937人です(2019年6月現在)。

2018年11月発表の内閣府の世論調査では、マイナンバーカードを取得するつもりがない人が53.0%、マイナポータルを利用したくない人が62.2%、マイナンバー制度に期待しない人が39.8%と、制度は見捨てられつつあります。

マイナンバーカードの健康保険証利用

健康保険法等の改正で、マイナンバーカードを保険証として利用可能にする「オンライン資格確認」を、2021年3月から実施予定です。しかしいままでも、健康保険証を使うこともできます。

受診の際にオンライン資格確認センターに送信して保険証の内容を確認しますが、オンラインが未整備の医療機関や通信障害時などは利用できません。マイナンバーカードを持ち歩くと、紛失も心配です。保険証を持参の方が安全です。

患者にメリットのないオンライン資格確認を実施するのは、その仕組みを利用して医療や健康の個人情報や管理・共有して、さらにはビッグデータとして成長戦略に使おうとしているからです。要配慮個人情報である医療健康情報を、個人情報保護のための特段の措置も整備しないまま、本人の同意もなしに目的外利用するのは、プライバシーの侵害です。

戸籍情報の共有を広げる戸籍法改正

戸籍は親族の身分関係や出生地など差別の原因となる情報が記録され、政府の意識調査でも17%が見られたくない内容があると回答しています。

法改正によって、現在は市区町村ごとに管理している戸籍の情報を、法務省が新たに設置する戸籍情報連携システムで一元的に記録管理し、親族関係の情報をマイナンバー制度の情報提供ネットワークシステムで関係機関に提供するとともに、戸籍事務のために全国の市区町村や法務省で見ることができるようになっています。

しかしシステム構築に多額の費用をかけても、コンピュータ化される前の古い戸籍は記録されないため、相続など負担の大きな手続きでは使えません。その一方で漏えいや不正利用の危険が高まり、親族関係の把握が容易になって扶養義務の強化などに利用されることが心配されます。

先に行うべき、戦前の家族制度を引きずる戸籍制度の見直しは、検討もされずに法改正されました。



電子申請を強要する「デジタル手続法」

原則として全ての行政手続を、電子申請でオンライン化することを義務づける法律が成立しました。電子申請になじまない事務は例外として対面の手続きを認めています。極力限定するとされて、対面の手続きをする窓口は減らされます。

しかしマイナポータルで電子申請を希望する人が2割しかいなかったように、電子申請の義務化は市民が望むものではありません。パソコンを扱えない方などには、政府はボランティアが操作を支援するデジタル・デバイス対策をしようとしています。詐欺を誘発する危険もあります。

オンライン化で手続を行うために、個人情報はますます行政機関の中で共有され、漏えいや不正利用の危険性も高まります。電子申請のためにマイナンバーカードの所持を義務化して、国内版パスポートとして常時携帯させるような監視国家になるのは御免です。



明らかにになったマイナンバー制度の危険性 大詰め迎えるマイナンバー違憲差止め訴訟

プライバシーを侵害する憲法違反のマイナンバーの収集・利用を中止して削除することを求める裁判が、2015年12月から全国8箇所で行われています。神奈川訴訟は2019年6月20日に結審し、9月26日に判決を迎えます（横浜地裁101法廷13時10分開廷）。その他の東京、名古屋、大阪、仙台、金沢、新潟、九州の各訴訟も、大詰めを迎えています。この裁判の中で、マイナンバー制度の危険性がますます明らかになってきています。

マイナンバー制度は憲法違反 自己情報コントロール権の保障は世界の常識

情報ネットワークが発展する中で、自分の情報の使われ方をコントロールする権利の保障が、EUの「一般データ保護規則」など世界的に進んでいます。マイナンバー制度は、個人を識別する生涯不変のマイナンバーを国がすべての住民に一方的に付番し、情報提供ネットワークシステムを使って本人の同意なしに個人情報を提供して行政で共有するものです。自己情報コントロール権が保障されず、憲法13条で保障されたプライバシー権を侵害しています。しかし、国は「自己情報コントロール権は憲法で保障された権利とは言えない」と主張し続けています。

マイナンバーの大量漏えいが発生 危険性が次々と明らかに

マイナンバーは毎年のような漏えいが発生しています。2017年にはマイナンバーを記載したふるさと納税通知書1992名分や特別徴収税額決定通知書が152市町村で誤送付、2018年には3月に年金機構で中国企業への無断再委託が発覚し情報連携が延期になり、11月から2019年1月には国税庁と自治体で220万人分以上のマイナンバーの付いた税情報が違法再委託で漏えいしています。しかし国は人為的ミスとして制度の欠陥を認めていません。



政府は「マイナンバーの秘匿に対する誤解」を解消すると称して、マイナンバーの漏えいのみでは直ちに被害は生じないと説明しています。しかしマイナンバーは個人情報とセットで漏えいし、漏えいが広がるほど様々な個人情報がマイナンバーで正確かつ迅速に照合されて、振り込み詐欺や悪徳訪問販売などに悪用されやすくなります。

個人情報保護委員会などの個人情報保護措置が機能していない

国は制度上やシステム上の個人情報保護措置が講じられているので、具体的危険は生じないと主張してきましたが、いずれも機能していないことが裁判で明らかになっています。

制度上の保護措置の要である個人情報保護委員会は、漏えいが起きては是正の勧告・命令もせず、違法再委託により行政が関与しないところに個人情報が流出しても漏えいとして扱わないなど、保護措置として役立っていません。特定個人情報保護評価制度も形骸化し、ガイドライン違反の実態を国の会計検査院から指摘されるとガイドラインの方を改悪しました。今後マイナンバーカード普及のために、関係ガイドラインを見直そうとしています。

システム上も、個人情報を一元管理するとプライバシー上の懸念が大きいので情報提供ネットワークシステムで分散管理していると主張していますが、全住民の個人情報が「中間サーバープラットフォーム」で一括管理され、情報提供ネットワークシステムも総務省が一元的に管理するシステムであることが、裁判で指摘されています。

警察への情報提供も可能で、濫用の規制措置もないマイナンバー法

本人に知らせずにTカード等の利用情報を警察に捜査関係事項照会提供していたことが、2019年1月に問題になりました。マイナンバー法では刑事事件捜査や政令で定める公益上の必要があるときなどは、マイナンバーで管理する個人情報を提供することが認められています。これは個人情報保護委員会のチェックの対象外で、マイナポータルを使っても提供記録の閲覧はできません。膨大な個人情報を警察や治安機関に提供可能にし、濫用防止の規制措置もないマイナンバー制度は、明らかにプライバシーを侵害し違憲と学者意見書で指摘されています。



書かない番号！ 持たないカード！

マイナンバーカードの所持は強要できない 健康保険証はそのまま使えます

マイナンバーカード(個人番号カード)は申請により希望者のみに交付され、市町村に出頭を求めて成りすまし取得防止のための本人確認をして交付されることになっています(番号法第17条)。そのため総務省も、カードの取得を義務付けることは本人の協力を強要することになり適当でない、と説明しています。

① マイナンバーカードは罰則を伴わない形で取得を義務付けるべきではないか。

- マイナンバーカードの普及については、カードの活用場面を増やし、その利便性を国民の皆様にご理解いただくことが必要。そのため、現在、健康保険証との一体化やマイナンバーカードを活用した消費活性化に向けて取り組んでいるところ。
- マイナンバーカードは、本人の協力のもと、対面での厳格な本人確認を経て発行される必要があるが、カード取得を義務付ければ、この本人の協力を強要することとなり、手法として適当でない。

(平成31年3月15日経済財政諮問会議第17回国と地方のシステムワーキング・グループ 総務省資料2-2-2より)

マイナンバーカードを健康保険証として使えるようにした後も、引き続き健康保険証は利用できます。行政手続などでマイナンバーの記入を求められる場合も、通知カードの新規発行はなくなりますが持っている通知カードは利用できます。またマイナンバーの記入をしなくても、手続きは可能です。

マイナンバーを記入しなくても、税や社会保障の手続きはできます

2016年1月から、税や社会保障の一部の手続きでマイナンバー(個人番号)の記入・提供を求められるようになりました。しかし番号法では「個人番号の提供を求めることができる」(14条)だけで、記入・提供を義務付けてはいません。また提供を受ける際は本人確認が必要で、本人確認書類がなければ記入させることはできません(16条)。

国税庁や厚生労働省その他どの省庁も、金融関係の一部の事務(特定口座・NISA・マル優の口座開設等)以外は、マイナンバーの提供を求めるものの本人が提供を望まない場合は未記載でも書類は受理し、手続きに不利益は生じないことを明らかにしています。また提供を明示的に拒否した場合は情報連携を行わないことを、総務省と内閣府は2017年11月8日の「情報連携の本格運用開始に関するQ&A」で通知しています。



毎年、確定申告のシーズンになると、公共交通機関に張り出される「確定申告にマイナンバーの記載が必要です!」というポスター。

【国の省庁のマイナンバー(個人番号)の記載・提供についての説明の例】

- * 国税庁 FAQ Q2-3-2 「申告書等にマイナンバー・法人番号の記載がない場合でも受理することとしています」
- * 雇用保険のチラシ 「従業員から提供を受けることが困難な場合は、個人番号の記載がない届出書を受理します」
- * ハローワークのチラシ 「マイナンバーを提供しないことを理由とする賃金不払い等の不利益な取扱いや解雇等は、労働関係法令に違反又は民事上無効となる可能性があります」

賛同カンパのお願い

共通番号いらないネットは、共通番号制度を廃止に追い込むことをめざし、全国的に幅広く運動を創り出していくため、共通番号制度に反対する市民・議員・研究者・弁護士・医師などさまざまな立場の人々が集まる開かれたネットワークとして結成されました。運動の趣旨をご理解いただき、共通番号いらないネットへの賛同カンパを呼びかけます。個人賛同 1,000円、団体賛同 3,000円を一口として、次の口座にお振り込みください。

郵便振替口座 【口座記号番号】00100-2-729745 (払込取扱票は右詰めで記入) 【口座名称】共通番号いらないネット

ゆうちょ銀行以外の金融機関から振り込む場合は、次の内容を指定してください。

【金融機関名】ゆうちょ銀行(金融機関コード:9900) 【店名・店番】〇一九(ゼロイチキョウ)店・019

【預金種目】当座 【口座番号】0729745 【口座名称】共通番号いらないネット

共通番号いらないネット(共通番号・カードの廃止をめざす市民連絡会)

web サイト: <http://www.bango-iranai.net/> 電話: 080-5052-0270 Eメール: kyotu@bango-iranai.net